

議案第 2 号

長野県のまん延防止等重点措置適用に伴う市立小中学校における対応について

1 趣旨

長野県の「まん延防止等重点措置」適用に伴い、措置期間中の市立小中学校の対応について協議するものです。

2 重点措置期間（予定）

令和4年1月27日（木）～2月20日（日）

3 市立小中学校における休業状況（期間：1月17日～1月24日）

全校休業 これまでのべ13校（小学校7、中学校6）本日5校

4 市立小中学校における対応

次の措置を講じて感染防止対策を強化し、通常授業を実施します。

なお、この方針をベースとして、新規陽性者が発生した場合などを含め、各校の状況に応じて学校長が判断し、対応できることとします。

対象期間		現在	重点措置適用3日後（土日除く） から措置解除まで
共通事項	学習活動	感染への不安などを理由に登校しない児童生徒には、授業配信などオンラインによる学習支援を行う。（欠席とはせず、出席停止扱いとする。） 出欠席を把握するため、予め、保護者から学校に申し出てもらう。	継続 （保護者通知により全校に適用）
		感染拡大防止のため、学級単位での活動にとどめる。	継続
小学校	休み時間	学校ごとの対応	<u>児童の活動が密とならないよう、学年や学級をずらすなどして対応する。</u>
	課外活動	密集または接触する活動、向かい合って発声するような活動は行わない。	<u>中止とする。（ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動を認める。）</u>
	放課後児童預かり事業への対応	特になし	<u>放課後児童預かり事業における密を避けるため、要請に応じてできる限り、学校施設の貸与に協力する。</u>
中学校	部活動	密集または接触する活動、向かい合って発声するような活動は行わない。平日の延長部活、休日の練習試合は行わない。	<u>中止とする。（ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動を認める。）</u>

5 今後の予定

1月27日に開催される松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、全庁に関わる対応を決定します。

6 その他

なお、学校以外で子どもたちが活動する場所（塾・スポーツ活動等）においても、学校における対応に準じた適切な感染対策が講じられるよう、市ホームページにより周知徹底を図ります。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援センター センター長 高野 毅

電話 33 - 4397